

総合評価方式（住宅経営部門）に係るガイドラインの改定について

「独立行政法人都市再生機構における総合評価方式実施ガイドライン（住宅経営部門）」につきまして、以下の改定を実施しましたので、お知らせいたします。

なお、詳細につきましては、「独立行政法人都市再生機構における総合評価方式実施ガイドライン（住宅経営部門）」をご参照ください。

（１）ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する取組みの設定

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）等に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価する項目を設定します。

（２）「施工能力評価型」の試行導入

総合評価方式タイプ「施工技術確認型」の一部において、「施工計画」を評価しない代わりに「企業の実績」及び「予定配置技術者の実績」を特に評価する「施工能力評価型」を試行的に導入します。

以 上